

基本的な考え

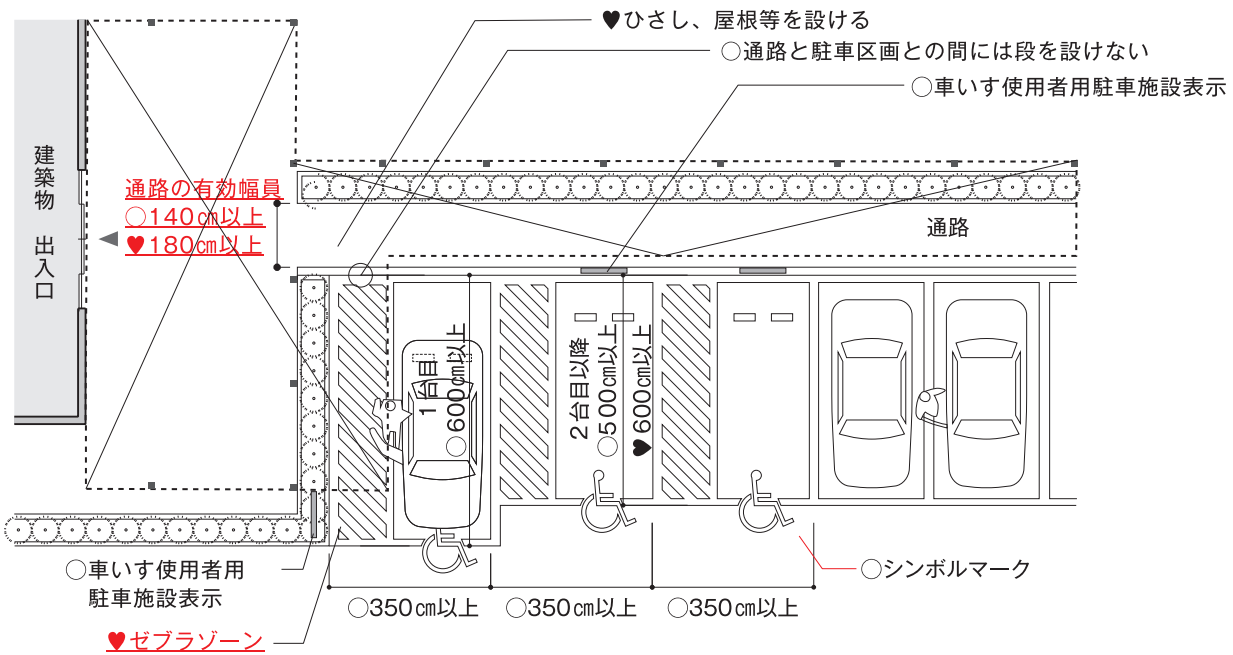
自動車は、高齢者、障害者等の外出の際、有効な交通手段です。特に、車いす使用者の移動には欠かすことができない手段となっています。計画の際には、設置位置、大きさ、サイン等について、車いす使用者への配慮が重要となります。

なお、車いす使用者用駐車施設の確保には、車いす使用者自身が運転する場合と同乗する場合の両方を想定することも重要です。



指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、敷地内に車いす使用者用駐車施設を1以上(機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超えるときは、当該台数の100分の1以上)設けなければならない。	同左	3-1
(2) 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。	同左	
ア 幅は、350センチメートル	参考 (意見公募対象外)	3-1
イ 1の項(1)ウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。	同左	3-1
ウ <u>自走式駐車場を設ける場合は、次に掲げるものとする</u> <u>こと。</u>	同左	3-1
(ア) 奥行きは、600センチメートル以上とすること。ただし、機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超える場合における2台目からの車いす使用者用駐車施設については、奥行きを500センチメートル以上とすることができる。	同左	3-1
(イ) 水平な場所に設けること。	同左	
(ウ) 障害者のための国際シンボルマークを車が停車し、又は駐車している状態で見える位置に塗布すること。	同左	3-1 3-3 13-1

図3-1 自走式駐車場の整備例



車いす使用者用駐車施設の設置数

整備基準 3-(1)

- 不特定かつ多数のものが利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場がある場合は、車いす使用者用駐車施設を1以上設ける必要がある。
- 駐車台数（機械式駐車場を除く。）が100台を超えるような大規模な駐車場の場合は、車いす使用者用駐車施設は1箇所だけでは足りないため、駐車台数の総数の1/100以上設ける必要がある。

総駐車台数	車いす使用者用駐車施設の数
1 ~ 100台	1
101 ~ 200台	2
201 ~ 300台	3
301 ~ 400台	4
401 ~ 500台	5
⋮	⋮

車いす使用者用駐車施設の位置

整備基準 3-(2)-イ、1-(1)-ウ

- 車いす使用者用駐車施設は、1-(1)-ウに規定する移動等円滑化経路の長さができるだけ短くなるように、建築物の出入口に近接した位置に設ける。
- ♥ 駐車施設は建築物内に設けることが望ましい。
- ♥ ひさし、屋根等を設けることが望ましい。

シンボルマークの表示

整備基準 3-(2)-ウ(イ)

- 車が駐車している時も、車いす使用者用駐車施設である旨が、明確に認識できる必要がある。そのため、枠線だけでなく、床面の駐車区画をまたいだ位置に駐車施設の「国際シンボルマーク」を表示する必要がある。

国際シンボルマークとゼブラゾーンの表示事例

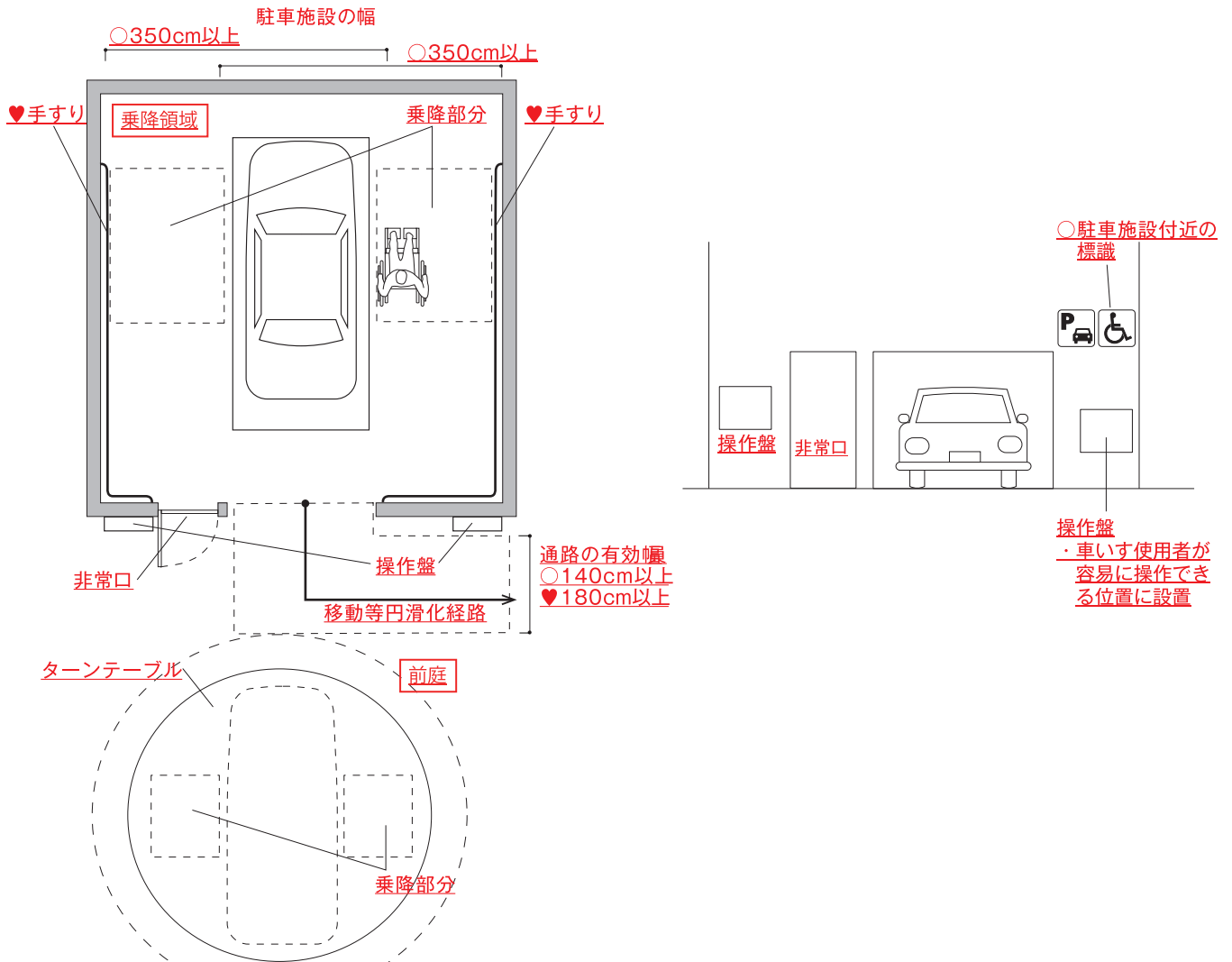


駐車スペースのみ青色を塗布し、目立たせている。
参考：横浜ベイクォーター（横浜市神奈川区）

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
工	機械式駐車場を設ける場合は、次に掲げるものとする こと。	同左	
(7)	乗降スペースは水平な場所に設けること。	同左	3-2
(i)	車いす使用者用駐車施設を設けること。		3-2
(3)	車いす使用者用駐車施設を設けた駐車場は、道等から車いす使用者用駐車施設までの経路に誘導のための表示を行わなければならない。	—	3-3 13-1
(参考：関連条文) 政令第17条、規則別表第1の2 (3の項)、規則別表第5 (3の項)			

参考 (意見公募対象外)

図3-2 機械式駐車場の整備例



車いす使用者用駐車施設の設置数

整備基準 3-(1)

- 不特定かつ多数のものが利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場がある場合は、車いす使用者用駐車施設を1以上設ける必要がある。

車いす使用者用駐車施設の位置

整備基準 3-(2)-イ、1-(1)-ウ

- 車いす使用者用駐車施設は、1-(1)-ウに規定する移動等円滑化経路の長さができるだけ短くなるように、建築物の出入口に近接した位置に設けること。
- 1-(1)-ウに規定する移動等円滑化経路は乗降領域の出入口から有効で140cm以上確保すること。ターンテーブルやバレット等の、路面と隙間を生じ、円滑に通行することができない部分については有効幅員に含めない。
- ♥ 駐車施設は建築物内に設けることが望ましい。
- ♥ ひさし、屋根等を設けることが望ましい。

機械式駐車場

整備基準 3-(2)-エ

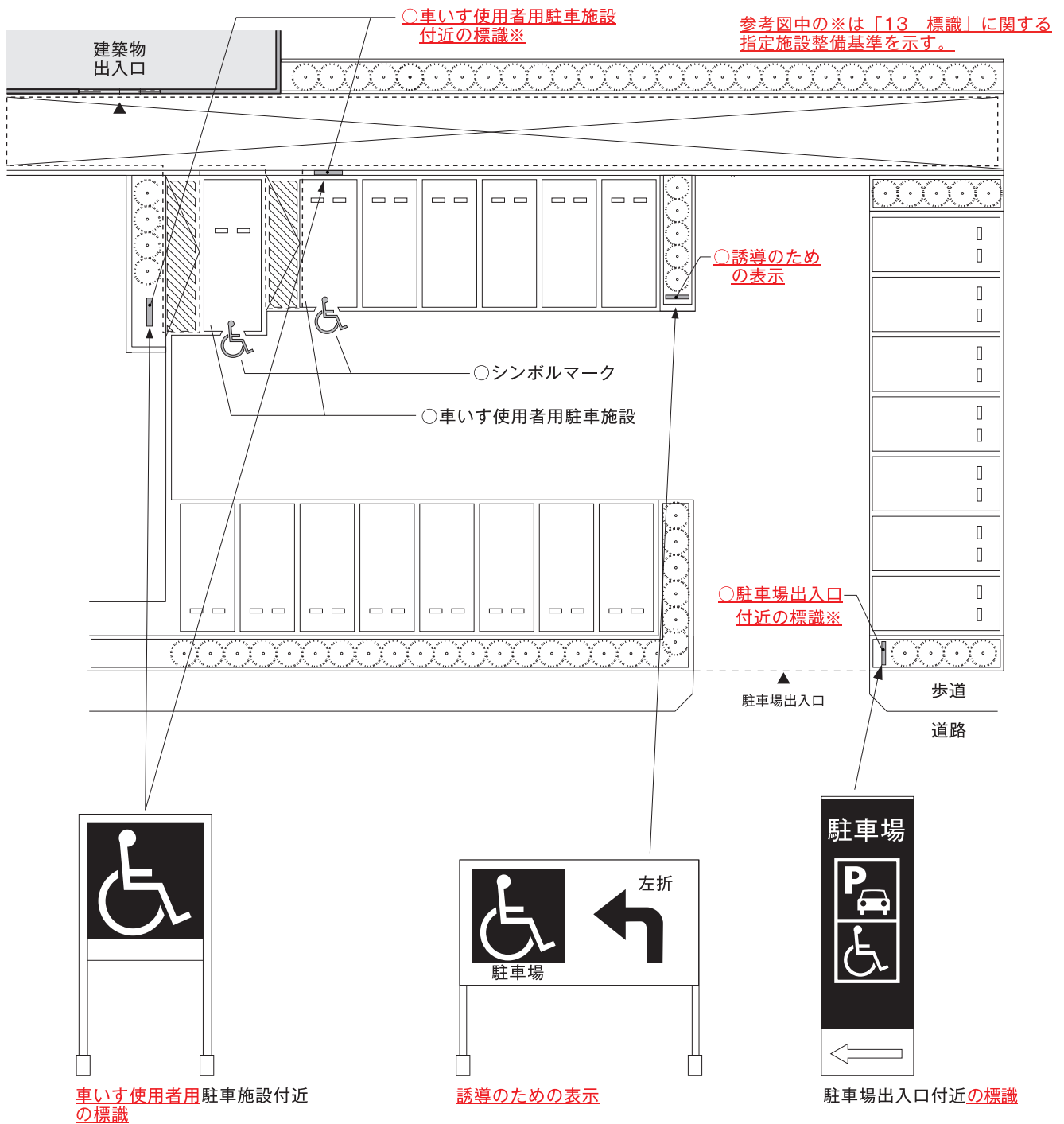
- 車いす使用者用駐車施設は自走式駐車場とすることが望ましいが、車いす使用者が円滑に利用することができる場合は、機械式駐車場とすることができる。
- ♥ 不特定かつ多数の者が利用する施設においては、専任の取扱者が常駐し、操作を行うことが望ましい。

円滑に利用できる機械式駐車場

整備基準 3-(2)-エ-(イ)

- 車いす使用者が円滑に利用できる機械式駐車場とは、駐車場法施行令第15条の規定により大臣認定を受けたもので、公益社団法人立体駐車場工業会による車いす使用者対応に関する審査を受けた上で適合証明書を取得したものをいう。
- 各種寸法については「機械式駐車場技術基準・同解説」(発行：公益社団法人立体駐車場工業会)を参照すること。
- ♥ つえ使用者の利用を想定し、乗降領域の通路には手すりを設けることが望ましい。
- ♥ 車いす使用者の利用に適した通路・経路には表示を行うことが望ましい。

図3-3 駐車場の誘導表示の例



車いす使用者用駐車施設付近の標識

誘導のための表示

駐車場出入口付近の標識

誘導のための表示

整備基準 3-(3)

- 車いす使用者用駐車施設へ迷うことなく到達できるよう、表示により誘導を行う必要がある。また、車路の分岐点がある場合には、車いす使用者用駐車施設のある方向へ誘導すること。
- 複数の車いす使用者用駐車施設がある場合、各駐車施設まで適切に誘導する必要がある。

標識

整備基準 13-(1)、13-(3)

- 駐車場出入口と車いす使用者用駐車施設の付近に、車いす使用者用駐車施設があることを示す標識を設置する必要がある。
- ♥ 駐車場出入口に車いす使用者が支障なく利用できる駐車施設の満空表示を設けることが望ましい。

車いす使用者用駐車施設のマナー

車いす使用者や杖使用者など、広いスペースを必要とする方は、ドアを全開にして乗り降りするため、一般の駐車区画は利用できません。このため、駐車場の管理者及び一般の利用者は、以下の点に配慮をお願いします。

①一般の利用者は駐車をしないようにしましょう。

車いす使用者や杖使用者など、広いスペースを必要とする方が使いやすいよう空間を確保しておきましょう。

②カラーコーンなどを置かないようにしましょう。

一般の利用者の駐車を防止するために、カラーコーンなどが置かれていることがあります。カラーコーンが置かれたままでは、車いす使用者等も駐車できません。車いす使用者などの必要な方がいつでも駐車できるようにしておきましょう。

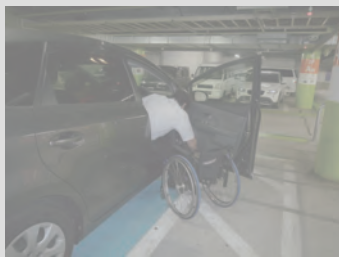
車いす使用者の運転席からの乗降の様子(降車時)



① 車から車いすを出す



② 運転席の横に車いすを置く。

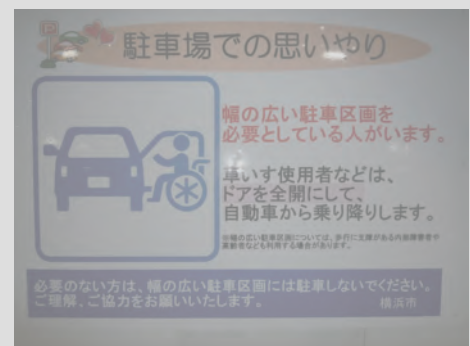


③ 運転席から身を乗り出す。



④ 車いすに移乗する。

マナー啓発の表示の例



横浜バイクオーター(横浜市神奈川区)